

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき，財政援助団体等監査を行ったので，同条第9項の規定により，その結果を別紙のとおり公表する。

平成29年1月25日

小松市監査委員 小 栗 巖

同 灰 田 昌 典

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象

(1) 団体名 小松市どんどんまつり実行委員会

(2) 所管課 経済観光文化部 観光交流課

2 監査の種別 財政援助団体監査

3 監査実施日 平成28年12月26日

4 監査の範囲 平成27年度負担金にかかる出納とその他の事務事業の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、負担金が交付目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員がその内容の検視、検算、抽出照合を行い、予備監査を行った。

監査当日は、監査委員室において、どんどんまつり実行委員会事務局である小松商工会議所事務局次長及び関係職員並びに所管課である経済観光文化部長ほか観光交流課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士藤井雅英氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象団体の概要と事業内容

(1) 団体の名称

小松市どんどんまつり実行委員会

(2) 組織

小松市商工会議所, 小松市

(3) 事業目的

「どんどんまつり」を市民総がかりで盛り上げ、市内外に広く紹介することにより、観光及び産業の振興を図る。

(4) 事業内容

第40回小松市どんどんまつりの開催（第40回特別企画の実施）

(5) 事業の効果

- ・入込客数：150,000人
- ・参加団体・企業数：約200団体（約2,500人）

(6) 事業の公益性

小松市の産業、文化、市政発展を目的に、商工会、様々な文化団体及び市民総ぐるみの参加によるイベントであり公共性・公益性の高い催事である。

8 交付金額

団体に支払われている負担金は以下のとおりであった。

補助金等の名称	金額（千円）
第40回小松市どんどんまつり負担金	8,000

9 監査の結果

監査を実施した範囲においては、事務処理や経理状況ともおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項がみられた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望及び細部指摘事項は、次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：観光交流課】

どんどんまつりは、昭和51年に第1回を開催し、平成27年には40回の節目を迎えた。小松市の新しい産業・文化を創造しようとの思いを込め、市民参加型の多くの事業を展開し、お旅まつりとともに小松市の交流人口の拡大に寄与しているものである。祭り実施後は、市民ニーズに合致したものになっているのか、どのような効果があがっているのかの検証を行い、未来志向で、マンネリ化を避けて新しいものとなるよう努めていただきたい。

財政援助団体等監査結果報告

1 監査の対象

- (1) 指定管理者 株式会社 北陸共立
- (2) 管理施設 石川県こまつ芸術劇場
- (3) 所管課 経済観光文化部 観光交流課

2 監査の種別 公の施設の指定管理者監査

3 監査実施日 平成28年12月26日

4 監査の範囲 平成27年度「石川県こまつ芸術劇場」管理委託にかかる出納その他の事務の執行状況

5 監査の執行者 監査委員 小栗 巖, 監査委員 灰田 昌典

6 監査の方法

上記「監査の範囲」に掲げる事務を対象として、指定管理委託料が支払目的に従って適切に使用されているか、また、その他事務事業が適正に執行されているかを主眼として実施した。監査にあたっては、あらかじめ必要と認めた事項を要記した監査資料及び関係帳票の提示を求め、学識経験者及び監査委員事務局職員が管理委託に関する内容等の検視、検算、抽出照合及び現地確認等の予備監査を行った。

監査当日は石川県こまつ芸術劇場において、株式会社北陸共立代表取締役及び関係職員並びに所管課である経済観光文化部長ほか観光交流課関係職員同席の下、監査資料に基づき説明を受けた後、事務の執行状況等を聴取するとともに、質疑応答を交わした。

なお、この財政援助団体等監査において、地方自治法第199条第8項の規定により学識経験者として、北陸税理士会小松支部所属税理士藤井雅英氏を選任し、予備調査を依頼した。その調査結果及び意見を聴き、これを監査の参考とした。

7 監査対象施設の概要

- (1) 設置根拠 石川県こまつ芸術劇場条例
- (2) 所在地 小松市土居原町710番地
- (3) 利用期間 4月1日から3月31日まで
- (4) 目的 市民が優れた演劇、音楽等の芸術及び文化を享受できる機会並びに市民の文化活動及び芸術活動の発表の場を提供するとともに、市民の地域交流活動を促進することにより、心豊かな市民生活の形成と活力あるまちづくりに資する。
- (5) 実施事業内容
 - ア 市民が優れた演劇、音楽等の芸術及び文化を享受できる機会の提供
 - イ 市民の文化活動及び芸術活動の発表の場の提供
 - ウ 市民の地域交流活動を促進する場の提供
 - エ その他設置目的達成のために必要な事業

8 指定管理委託料

指定管理者に支払われている委託料は以下のとおりであった。

名 称	金 額(千円)
芸術劇場管理運営費	84,268

9 監査の結果

監査を実施した範囲において、委託料の使途については目的どおりにおおむね良好に執行がされていると認められた。しかし、経理及び事務処理状況において一部改善等の措置を要する事項がみられた。

その他、事務処理上にわたる注意事項については、監査の過程において当事者に指示したので本報告には省略した。

意見・要望及び細部指摘は次のとおりである。

(1) 意見・要望

【所管課：観光交流課】

石川県こまつ芸術劇場は、優れた演劇、音楽等の芸術及び文化を享受できる機会の提供という公共的な役割を担っており、指定管理者制度によって、劇場の運営管理、音楽・演劇等のイベントの企画、制作を全国的に展開している(株)共立の関連会社である(株)北陸共立が受託し運営している。

主催事業については、公共的役割を果たすことを優先させるため、収益を伴わない企画を実施することもあり、市と別途協議を行い、事業運営の負担割合を決めているところである。

指定管理者のモチベーションを上げるためには、多少リスクがあっても、成功すればリターンを得ることができる仕組みを導入するなど、民間事業者が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図るという指定管理者制度の趣旨を活かすよう努められたい。